

別紙

諮問第882号、第888号、第895号、第901号、第907号

答 申

1 審査会の結論

本件各却下処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各開示請求に対し、東京都知事が行った別表に掲げる本件各却下処分について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件各却下処分は、権利濫用を理由として行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、別表の「諮問日」欄に記載のとおり審査会へ諮問され、令和4年9月16日（第225回第二部会）から令和6年2月16日（第240回第二部会）まで、16回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件各却下処分の妥当性について

(ア) 条例の趣旨について

条例1条は、「保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利」を明らかにするとともに、条例の目的が「都政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」にある旨を規定しており、この目的を達成するため、条例12条以下で、何人に対しても、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を認めている。

(イ) 権利の濫用について

条例における保有個人情報の開示請求等の権利は、個人の権利利益を保護する観点から最大限尊重されるべきものであるが、その権利は無制限ではなく、条例1条において「都政の適正な運営を図りつつ」とされているとおり、適正に行使されなければならないことは明らかである。

したがって、外形上は権利の行使のように見えるが、具体的事案に即してみると、条例によって設けられた制度の趣旨目的から明らかに逸脱していると解される場合については、正当な権利の行使、制度の利用として是認することはできず、権利の濫用と解すべきである。

(ウ) 本件各開示請求の権利濫用該当性について

実施機関の説明によると、開示請求者は、同種の請求を頻繁に繰り返しているところ、過去の開示請求において既に非開示決定している情報については再度請求しても非開示となることを説明しても聞き入れず、また、既に行っている開示請求に対する決定を待たずに新たな請求を行っていたとのことである。

さらに、開示請求者は、児童相談所が面談において説明したことに対することも含め、職員への不満や苦情などを開示請求の場で繰り返しており、その結果、

度重なる開示請求及び審査請求への対応や、長時間に及ぶ窓口対応等が過度の業務負担となり、他の相談援助活動業務を滞らせるなど、相談援助活動そのものに支障を生じさせていたということである。

以上の事実を踏まえ、開示請求者による開示請求は、請求の内容において個人情報の開示請求制度を定めた趣旨に反し、また、その態様も看過し難く、かつ、児童相談所業務に多大な支障を来していることから、条例の趣旨目的を著しく逸脱したものであり、権利の濫用に該当するものと判断したことから、本件各開示請求は却下処分としたと、実施機関は主張する。

審査会が確認したところ、実施機関の主張するとおり、本件各開示請求の内容は、既に非開示と判断されたものを重ねて請求するものであることが確認された。また、その開示請求の頻度も短期間に複数行われていたものであったことも確認された。

さらに、審査会が事務局をして実施機関から聴き取りを行わせたところ、開示請求者は職員への不満や苦情などを開示請求の場で繰り返すなど開示請求時の態様の問題があったことや、それに伴う実施機関の業務への支障があったことも認められた。

したがって、本件各開示請求は、条例によって設けられた制度の趣旨目的から明らかに逸脱していると認められ、正当な権利の行使、制度の利用として是認することはできず権利の濫用であると解されることから、請求個人情報の存否、開示の可否等を判断するまでもなく、請求を却下すべきであると判断する。

以上のことから、権利濫用を理由とした本件各却下処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 本件却下処分

項番	諮問番号	開示請求内容	処分日	諮問日	請求個人情報
1	882	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年9月11日	令和3年3月23日	指導経過記録票 関係書類
2	888	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年9月25日	令和3年3月23日	指導経過記録票 関係書類
3	895	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年10月5日	令和3年3月23日	指導経過記録票 関係書類
4	901	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年10月14日	令和3年3月23日	指導経過記録票 関係書類
5	907	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年10月30日	令和3年3月23日	指導経過記録票 関係書類